# 令和８年度　第５回栃木地方最低賃金審議会　資料目録


１　令和８年度　栃木地方最低賃金審議会等開催状況、諮問及び発効日の状況　・・・ 1

２　栃木県における最低賃金の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

３　令和８年度 栃木県特定最低賃金の改正決定に関する報告書（写）及び答申文（写）

(1) 塗料製造業〔報告書（写）〕　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

(2) はん用機械器具等製造業〔報告書（写）〕　・・・・・・・・・・・・・・・ 9

〔答申文（写）〕　・・・・・・・・・・・・・・・ 13

(3) 電子部品等製造業〔報告書（写）〕　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

(4) 自動車等製造業〔報告書（写）〕　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

(5) 計量器等製造業〔報告書（写）〕　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

# 栃木地方最低賃金審議会等開催状況、諮問及び発効日の状況
# （令和８年度）

## １ 栃木地方最低賃金審議会等

| 回数 / 件名 | 第1回 | 第2回 | 第3回 | 第4回 | 第5回 | 第6回 | 第7回 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 栃木地方最低賃金審議会 | 8.7.2 | 8.7.30 | 8.8.5 | 8.8.21 | 8.10.30 | 8.11.17<br>（予定） | 9.3.10<br>（予定） |
| 特別小委員会 | 8.8.19 | | | | | | |

## ２ 栃木県最低賃金専門部会

| 区分 / 件名 | 諮 問<br>年月日 | 第1回 | 第2回 | 第3回 | 答 申<br>年月日 | 官報公示<br>年月日 | 発 効<br>年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 栃木県最低賃金 | 8.7.2 | 8.7.30 | 8.8.3 | 8.8.5 | 8.8.5 | 8.9.1 | 8.10. 1<br>（法定） |

## ３ 栃木県特定最低賃金専門部会

| 区分 / 件名 | 改正決定の必要性有無 | | 第1回 | 第2回 | 結審状況 | 最低賃金の改正決定 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 諮 問<br>年月日 | 答 申<br>年月日 | | | | 諮 問<br>年月日 | 答 申<br>年月日 | 官報公示<br>年月日 | 発 効<br>年月日 |
| 栃木県塗料製造業最低賃金 | 8.8.5 | 8.8.21<br>（必要性有） | 8.9.24 | 8.10.6 | 採決<br>（労側反対） | 8.8.21 | | | |
| 栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 | | | 8.10.8 | 8.10.27 | 全会一致 | | 8.10.27 | 8.11.26<br>（予定） | 8.12.31<br>（指定） |
| 栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 | | | 8.9.29 | 8.10.23 | 採決<br>（使側反対） | | | | |
| 栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金 | | | 8.9.28 | 8.10.19 | 採決<br>（使側反対） | | | | |
| 栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金 | | | 8.10.5 | 8.10.26 | 採決<br>（労側反対） | | | | |
| 栃木県各種商品小売業最低賃金 | | 8. 8. 21<br>（必要性無） | | | | | | | |

# 栃木県における最低賃金の推移

| 最低賃金の種類 | 新設発効日 | | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 令和元年 | ２年 | ３年 | ４年 | ５年 | ６年 | ７年 | ８年 |
| 栃木県最低賃金 | S47.5.15 | **時間額**（円） | **733** | **751** | **775** | **800** | **826** | **853** | **854** | **882** | **913** | **954** | **1,004** | **1068** | **1,125** |
| | | 引上げ額（円） | 15 | 18 | 24 | 25 | 26 | 27 | 1 | 28 | 31 | 41 | 50 | 64 | 57 |
| | | 改正率（%） | 2.09 | 2.46 | 3.20 | 3.23 | 3.25 | 3.27 | 0.12 | 3.28 | 3.51 | 4.49 | 5.24 | 6.37 | 5.34 |
| | | 発効日 | 26.10.1 | 27.10.1 | 28.10.1 | 29.10.1 | 30.10.1 | 元.10.1 | 2.10.1 | 3.10.1 | 4.10.1 | 5.10.1 | 6.10.1 | 7.10.1 | 8.10.1 |
| 栃木県特定最低賃金 | 塗料製造業 | H4.12.31 | **875** | **888** | **904** | **923** | **943** | **963** | **965** | **992** | **1,023** | **1,061** | **1,109** | **1,159** | |
| | | 引上げ額（円） | 10 | 13 | 16 | 19 | 20 | 20 | 2 | 27 | 31 | 38 | 48 | 50 | |
| | | 改正率（%） | 1.16 | 1.49 | 1.80 | 2.10 | 2.17 | 2.12 | 0.21 | 2.80 | 3.13 | 3.71 | 4.52 | 4.51 | |
| | | 発効日 | 26.12.31 | 27.12.31 | 28.12.31 | 29.12.31 | 30.12.31 | 元.12.31 | 2.12.31 | 3.12.31 | 4.12.31 | 5.12.31 | 6.12.31 | 7.12.31 | |
| | はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 | H2.2.10 | **821** | **835** | **851** | **869** | **889** | **910** | **913** | **939** | **970** | **1,007** | **1,055** | **1,070** | |
| | | 引上げ額（円） | 12 | 14 | 16 | 18 | 20 | 21 | 3 | 26 | 31 | 37 | 48 | 15 | |
| | | 改正率（%） | 1.48 | 1.71 | 1.92 | 2.12 | 2.30 | 2.36 | 0.33 | 2.85 | 3.30 | 3.81 | 4.77 | 1.42 | |
| | | 発効日 | 26.12.31 | 27.12.31 | 28.12.31 | 29.12.31 | 30.12.31 | 元.12.31 | 2.12.31 | 3.12.31 | 4.12.31 | 5.12.31 | 6.12.31 | 7.12.31 | |
| | 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | S63.12.21 | **822** | **836** | **851** | **869** | **889** | **910** | **913** | **940** | **971** | **1,008** | **1,056** | **1,105** | |
| | | 引上げ額（円） | 13 | 14 | 15 | 18 | 20 | 21 | 3 | 27 | 31 | 37 | 48 | 49 | |
| | | 改正率（%） | 1.61 | 1.70 | 1.79 | 2.12 | 2.30 | 2.36 | 0.33 | 2.96 | 3.30 | 3.81 | 4.76 | 4.64 | |
| | | 発効日 | 26.12.31 | 27.12.31 | 28.12.31 | 29.12.31 | 30.12.31 | 元.12.31 | 2.12.31 | 3.12.31 | 4.12.31 | 5.12.31 | 6.12.31 | 7.12.31 | |
| | 自動車・同附属品製造業 | H2.2.10 | **825** | **840** | **856** | **875** | **896** | **917** | **920** | **947** | **978** | **1,016** | **1,064** | **1,114** | |
| | | 引上げ額（円） | 13 | 15 | 16 | 19 | 21 | 21 | 3 | 27 | 31 | 38 | 48 | 50 | |
| | | 改正率（%） | 1.60 | 1.82 | 1.90 | 2.22 | 2.40 | 2.34 | 0.33 | 2.93 | 3.27 | 3.89 | 4.72 | 4.70 | |
| | | 発効日 | 26.12.31 | 27.12.31 | 28.12.31 | 29.12.31 | 30.12.31 | 元.12.31 | 2.12.31 | 3.12.31 | 4.12.31 | 5.12.31 | 6.12.31 | 7.12.31 | |
| | 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業 | S63.12.21 | **821** | **835** | **851** | **869** | **889** | **909** | **912** | **940** | **971** | **1,008** | **1,056** | **1,104** | |
| | | 引上げ額（円） | 12 | 14 | 16 | 18 | 20 | 20 | 3 | 28 | 31 | 37 | 48 | 48 | |
| | | 改正率（%） | 1.48 | 1.71 | 1.92 | 2.12 | 2.30 | 2.25 | 0.33 | 3.07 | 3.30 | 3.81 | 4.76 | 4.55 | |
| | | 発効日 | 26.12.31 | 27.12.31 | 28.12.31 | 29.12.31 | 30.12.31 | 元.12.31 | 2.12.31 | 3.12.31 | 4.12.31 | 5.12.31 | 6.12.31 | 7.12.31 | |
| | 各種商品小売業 | H2.5.24 | **786** | **800** | **817** | **837** | **850** | **871** | **874** | **(882)** | **(913)** | **(954)** | **(1,004)** | **(1068)** | **(1,125)** |
| | | 引上げ額（円） | 13 | 14 | 17 | 20 | 13 | 21 | 3 | － | － | － | － | － | － |
| | | 改正率（%） | 1.68 | 1.78 | 2.13 | 2.45 | 1.55 | 2.47 | 0.34 | － | － | － | － | － | － |
| | | 発効日 | 26.12.31 | 27.12.31 | 28.12.31 | 29.12.31 | 30.12.31 | 元.12.31 | 2.12.31 | － | － | － | － | － | － |

（注）「各種商品小売業」最低賃金は、令和８年10月１日以降、栃木県最低賃金（時間額1,125円）が適用されています

㊝

令和８年 10 月６日

栃木地方最低賃金審議会
会 長　藤　井　　亮　二　　殿

栃木地方最低賃金審議会
栃木県塗料製造業最低賃金専門部会
部会長　村岡　啓一

栃木県塗料製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和８年８月 21 日、栃木地方最低賃金審議会において付託された栃木県塗料製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

| 公益代表委員 | 労働者代表委員 | 使用者代表委員 |
|---|---|---|
| 部会長代理 | | |
| 荻原（おぎわら）　明信（あきのぶ） | 菊池（きくち）　真人（まさと） | 石川（いしかわ）　欣弘（よしひろ） |
| 杉田（すぎた）　明子（あきこ） | 佐藤（さとう）　雄太（ゆうた） | 島田（しまだ）　博夫（ひろお） |
| 部会長 | | |
| 村岡（むらおか）　啓一（けいいち） | 鈴木（すずき）　徹也（てつや） | 柳田（やなぎた）　岳大（たけひろ） |

別紙

# 栃木県塗料製造業最低賃金

1　適用する地域

栃木県の区域

2　適用する使用者

前号の地域内で塗料製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が塗料製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18 歳未満又は 65 歳以上の者

（2）雇入れ後 3 月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）清掃、片付け、賄い又は雑役の業務に主として従事する者

4　前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間　１，２０８円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発生の日

令和８年 12 月 31 日

栃木県塗料製造業最低賃金専門部会審議経過概要

| 回 | 開催年月日 | 調 査 審 議 事 項 |
|---|---|---|
| 1 | 令和8年9月24日 | 1　部会長及び部会長代理の選出について<br>2　専門部会運営規程について<br>3　関係労使からの意見聴取について<br>4　金額改定について<br>5　今後の審議日程について |
| 2 | 令和8年10月6日 | 1　金額改定について<br>2　専門部会報告書(案)について |

㊨

令和８年 10 月 27 日

栃木地方最低賃金審議会
会 長　藤　井　　亮　二　　殿

栃木地方最低賃金審議会
栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長　荻原　明信

栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和８年８月 21 日、栃木地方最低賃金審議会において付託された栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

| 公益代表委員 | 労働者代表委員 | 使用者代表委員 |
|---|---|---|
| 太田（おおた）　正（ただし） | 池澤（いけざわ）　真也（しんや） | 篠原（しのはら）　尉浩（やすひろ） |
| 部会長 | | |
| 荻原（おぎわら）　明信（あきのぶ） | 小林（こばやし）　健志（たけし） | 竹澤（たけざわ）　徹（とおる） |
| 部会長代理 | | |
| 那須野（なすの）　公人（きみと） | 増戸（ましと）　将人（まさひと） | 中村（なかむら）　恵之（よしのぶ） |

別紙

# 栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

1　適用する地域

栃木県の区域

2　適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業(建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（縫製機械製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)、業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18 歳未満又は 65 歳以上の者

（2）雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者

イ　清掃、片付け、賄い又は雑役の業務

ロ　手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない穴あけ、かしめ、曲げ又は電線の切り・被覆のはく離・組線・結束・組付けの業務

4　前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間　1，１３３円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発生の日

令和８年 12 月 31 日

栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具
製造業最低賃金専門部会　審議経過概要

| 回 | 開催年月日 | 調 査 審 議 事 項 |
|---|---|---|
| 1 | 令和8年10月8日 | 1　部会長及び部会長代理の選出について<br>2　専門部会運営規程について<br>3　関係労使からの意見聴取について<br>4　金額改定について<br>5　今後の審議日程について |
| 2 | 令和8年10月27日 | 1　金額改定について<br>2　専門部会報告書(案)について<br>3　答申文（案）について |

㊨

栃賃審発 1027 第１号
令和８年 10 月 27 日

栃木労働局長
　　中　野　知　基　　殿

栃木地方最低賃金審議会
会 長　藤　井　亮　二

栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和８年８月 21 日付け栃労発基 0821 第２号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を
次のとおり改正決定すること。

1　適用する地域

栃木県の区域

2　適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業(建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(縫製機械製造業を除く。)及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)、業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18 歳未満又は 65 歳以上の者

（2）雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者

イ　清掃、片付け、賄い又は雑役の業務

ロ　手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない穴あけ、かしめ、曲げ又は電線の切り・被覆のはく離・組線・結束・組付けの業務

4　前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間　1，１３３円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発生の日

令和８年 12 月 31 日

㊝

令和８年 10 月 23 日

栃木地方最低賃金審議会
会 長　藤　井　　亮　二　　殿

栃木地方最低賃金審議会
栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長　那須野　公人

栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和８年８月 21 日、栃木地方最低賃金審議会において付託された栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

| 公益代表委員 | 労働者代表委員 | 使用者代表委員 |
|---|---|---|
| 田島（たじま）　二三夫（ふみお） | 小関（おぜき）　隆弘（たかひろ） | 菅川（すがかわ）　幹（みき） |
| 部会長 | | |
| 那須野（なすの）　公人（きみと） | 黒川（くろかわ）　達也（たつや） | 鈴木（すずき）　達朗（たつろう） |
| 部会長代理 | | |
| 藤井（ふじい）　亮二（りょうじ） | 益子（ましこ）　勝宏（かつひろ） | 高井（たかい）　智任（とものり） |

別紙

# 栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

1　適用する地域

栃木県の区域

2　適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業(電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品･デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18 歳未満又は 65 歳以上の者

（2）雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者

イ　清掃、片付け、賄い又は雑役の業務

ロ　手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない簡易な組立て、穴あけ、かしめ、曲げ、バリ取り又は電線の切り・被覆のはく離・組線・巻線・結束の業務

ハ　目視による部品の選別又は検査の業務

ニ　手作業による小物部品の包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

4　前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間　１，１６１円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発生の日

令和８年 12 月 31 日

栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 審議経過概要

| 回 | 開催年月日 | 調 査 審 議 事 項 |
|---|---|---|
| 1 | 令和8年9月29日 | 1　部会長及び部会長代理の選出について<br>2　専門部会運営規程について<br>3　関係労使からの意見聴取について<br>4　金額改定について<br>5　今後の審議日程について |
| 2 | 令和8年10月23日 | 1　金額改定について<br>2　専門部会報告書(案)について |

㊨

令和８年 10 月 19 日

栃木地方最低賃金審議会
会 長　藤　井　　亮　二　　殿

栃木地方最低賃金審議会
栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金
専門部会
部会長　太田　正

栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和８年８月 21 日、栃木地方最低賃金審議会において付託された栃木県自動車･同附属品製造業最低賃金の改正決定について､慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

| 公益代表委員 | 労働者代表委員 | 使用者代表委員 |
|---|---|---|
| 部会長 | | |
| 太田（おおた）　正（ただし） | 伊藤（いとう）　昌幸（まさゆき） | 神戸（かんべ）　泰（やすし） |
| 部会長代理 | | |
| 藤井（ふじい）　亮二（りょうじ） | 佐々木（ささき）　慎司（しんじ） | 鈴木（すずき）　達朗（たつろう） |
| 村岡（むらおか）　啓一（けいいち） | 山口（やまぐち）　裕一郎（ゆういちろう） | 渡辺（わたなべ）　玲子（れいこ） |

別紙

# 栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金

1　適用する地域

栃木県の区域

2　適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18 歳未満又は 65 歳以上の者

（2）雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者

イ　清掃、片付け、賄い又は雑役の業務

ロ　手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない穴あけ、かしめ又は電線の切り・被覆のはく離・組線・巻線・結束・組付けの業務

ハ　目視による部品の検査の業務

ニ　手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱詰めの業務

4　前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間　１，１６７円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発生の日

令和８年 12 月 31 日

栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会　審議経過概要

| 回 | 開催年月日 | 調 査 審 議 事 項 |
|---|---|---|
| 1 | 令和8年9月28日 | 1　部会長及び部会長代理の選出について<br>2　専門部会運営規程について<br>3　関係労使からの意見聴取について<br>4　金額改定について<br>5　今後の審議日程について |
| 2 | 令和8年10月19日 | 1　金額改定について<br>2　専門部会報告書(案)について |

㊝

令和８年 10 月 26 日

栃木地方最低賃金審議会
会 長　藤　井　　亮　二　　殿

栃木地方最低賃金審議会
栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、
医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、
医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会
部会長　田島　二三夫

栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和８年８月 21 日、栃木地方最低賃金審議会において付託された栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

| 公益代表委員 | 労働者代表委員 | 使用者代表委員 |
|---|---|---|
| 部会長 | | |
| 田島（たじま）　二三夫（ふみお） | 澤田（さわだ）　貴彦（たかひこ） | 倉澤（くらさわ）　安行（やすゆき） |
| 部会長代理 | | |
| 杉田（すぎた）　明子（あきこ） | 平山（ひらやま）　信隆（のぶたか） | 室井（むろい）　博道（ひろみち） |
| 藤井（ふじい）　亮二（りょうじ） | 松山（まつやま）　凌（りょう） | 山本（やまもと）　三奈子（みなこ） |

# 栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金

1　適用する地域

栃木県の区域

2　適用する使用者

前号の地域内で計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。以下同じ。)、医療用機械器具・医療用品製造業､光学機械器具･レンズ製造業､医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。以下同じ。)、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18 歳未満又は 65 歳以上の者

（2）雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者

イ　清掃、片付け、賄い又は雑役の業務

ロ　手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない簡易な組立て、穴あけ、かしめ、曲げ、バリ取り又は電線の切り・被覆のはく離・組線・巻線・結束の業務

ハ　目視による部品の選別又は検査の業務

ニ　手作業による小物部品の包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

4　前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間　１，１６０円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発生の日

令和８年 12 月 31 日

栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会 審議経過概要

| 回 | 開催年月日 | 調 査 審 議 事 項 |
|---|---|---|
| 1 | 令和8年10月5日 | 1　部会長及び部会長代理の選出について<br>2　専門部会運営規程について<br>3　関係労使からの意見聴取について<br>4　金額改定について<br>5　今後の審議日程について |
| 2 | 令和8年10月26日 | 1　金額改定について<br>2　専門部会報告書(案)について |